

マフラーの事前認証制度の状況（平成 22 年 8 月 1 日時点）

1 . マフラー事前認証制度の経緯

平成 20 年 12 月 18 日：中環審答申

26 日：国交省による道路運送車両の保安基準関連法令改正
同日、登録性能等確認機関の申請受付開始

平成 21 年 4 月 28 日～9 月 8 日：登録性能等確認機関として 4 者が登録

平成 22 年 4 月 1 日：規制開始（この日以降製作される自動車を対象）

2 . マフラー認証機関（登録性能等確認機関）登録状況

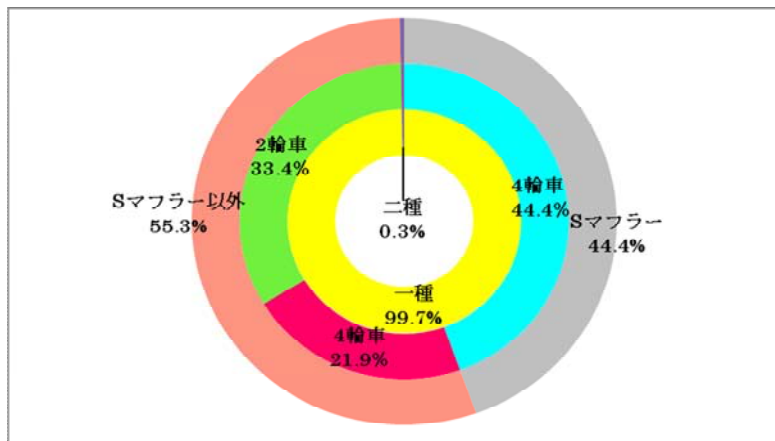
登録者数：4 者（以下、登録順）

- ・ 財団法人 日本自動車研究所
- ・ 株式会社 JQR（「株式会社 JASMA」から名称変更）
- ・ 財団法人 日本自動車輸送技術協会
- ・ 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関

3 . マフラー認証（性能等確認済）状況 各者ホームページより集計

総 数：872 本

内 訳：第一種後付消音器 869 本（S 表示有：388 本、S 表示無：481 本）
 4 輪車 578 本（S 表示有：388 本、S 表示無：190 本）
 2 輪車 291 本（S 表示有： 0 本、S 表示無：291 本）
 第二種後付消音器 3 本（4 輪車のみ）



- 1 第一種後付消音器：第二種後付消音器以外の後付消音器。（いわゆる、交換用マフラー）
- 2 第二種後付消音器：指定自動車等に備えられている消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられる後付消音器。「R」表示がされる。（いわゆる、補修用マフラー）
- 3 「S」表示：加速走行騒音値が新車の規制値を超えないマフラーに表示される記号。